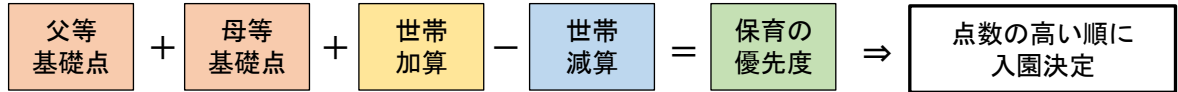


7 入所選考基準

保育の優先度を指数一覧表に基づき、次の方法により点数化し、申込者全体の中で点数の高い順に入園決定を行います。

- 基礎点：父等・母等それぞれに、「保育を必要とする理由」から該当する最も点数の高い1項目を適用
- 世帯加算：世帯や就労状況、入園希望の園など、該当する項目を世帯に適用
- 世帯減算：入園希望月や入園辞退など、該当する項目を世帯に適用



なお、同点の場合は、次の順に入園決定を行います。

- ①希望順位の高い方 ②父等・母等の基礎点合計が高い方 ③最も高い世帯加算の項目の高い方

☆入所選考の例

★園の空き状況

園名	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
空き状況	空きなし	あと1人	あと1人

★申込者の点数と希望園

氏名	点数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	280点	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
Bさん	250点	かりがね保育園	さくら保育園	なし
Cさん	240点	かりがね保育園	東刈谷保育園	さくら保育園

▼選考 ■点数の高い方から順（Aさん→Bさん→Cさん）に入園を決定します。

氏名	点数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	280点	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
現時点の空き状況		空きなし	あと1人	あと1人

① Aさんは第1希望園に空きがないため、第2希望園に決定。

Bさん	250点	かりがね保育園	さくら保育園	なし
現時点の空き状況		空きなし	空きなし	—

② Bさんの第1希望園はAさんが決定したため空きがなく、第2希望園も空きがないため入園保留。

Cさん	240点	かりがね保育園	東刈谷保育園	さくら保育園
現時点の空き状況		空きなし	あと1人	空きなし

③ Cさんは第2希望園に空きがあり決定。

令和9年度指数一覧表

I 基礎点

番号	保育を必要とする理由	内 容			父等配点	母等配点
1	就労 ※休憩時間・残業時間を除き、就労時間は4週間で換算	月 150 時間以上（フルタイム）	(7.5 時間/日)		170	170
2		月 140 時間以上	(7.0 時間/日)		155	155
3		月 130 時間以上	(6.5 時間/日)		140	140
4		月 120 時間以上	(6.0 時間/日)		125	125
5		月 110 時間以上	(5.5 時間/日)		110	110
6		月 100 時間以上	(5.0 時間/日)		95	95
7		月 90 時間以上	(4.5 時間/日)		80	80
8		月 80 時間以上	(4.0 時間/日)		65	65
9		月 70 時間以上	(3.5 時間/日)		50	50
10		月 60 時間以上	(3.0 時間/日)		35	35
11	妊娠・出産	産前産後 ※既に入園している方・入園内定の方は、当該理由による再審査なし				115
12	疾病・障害	入院			180	180
13		特定疾病（介護保険制度）等により常時 ^が 病臥			180	180
14		身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケア判定スコア 32 点以上			160	160
15		身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上			130	130
16		身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上			100	100
17		保育不可の診断書			70	70
18	介護等	同居親族を介護、看護 （要介護 3～5、身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケア判定スコア 32 点以上）			160	160
19		同居親族を介護、看護 （要介護 1～2、身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）			130	130
20		同居親族を介護、看護 （身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上）			100	100
21		別居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～3 級、療育 A・B、精神 1～2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）			80	80
22		上記以外			35	35
23	災害復旧	災害復旧			250	250
24	就学	就学時間月 60 時間以上			35	35
25	求職活動	失業（生計中心者）			90	90
26		上記以外			30	30
27	不存在	死亡・離婚・未婚等 ※単身赴任の場合は「不存在」ではなく「就労」の区分を適用			170	170
28	その他	虐待など児童福祉相談センター等が「保育が必要な家庭」と判断			250	250
29		育休中（見込を含む）で 3～5 歳児（年少以上）クラスに申込み			25	25



Q：就労時間の計算方法は？

（例）契約上の就労時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（8.75 時間）

休憩時間：1 時間 勤務日：月曜～金曜（週 5 日）

A：1 か月を 4 週として計算しますので、（8.75 時間－1 時間）× 5 日 × 4 週＝155 時間

Ⅱ 世帯加算

番号	内 容				世帯配点
30	世帯	ひとり親家庭			21
31		生活保護世帯			21
32		里親世帯			21
33	保育を必要とする理由「就労」	育休復職者			3
34		事業所都合による単身赴任			3
35		保育に関する仕事	市内で従事		26
36			市外で従事		13
37		就労かつ	疾病障害	本人が身体 1～6 級、療育 A～C、精神 1～3 級 医療的ケア判定スコア 3 点以上、保育不可の診断書	30
38			介護等	同居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～6 級、療育 A～C、精神 1～3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上） 別居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～3 級、療育 A・B、精神 1～2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）	30
39	乳児園児進級	乳児園 2 歳児進級希望調査提出の児童			30
40	育休退園	育休退園している未就園の児童			15
41	きょうだいがいる児童 ※認可園とは認可保育園・乳児園・幼児園	在園	きょうだいが、市内の認可園に在園（転園申込中含む） 【入園希望月時点】		18
42		入園申込み	きょうだいが、市内の認可園に入園申込み（乳児園児進級と転園申込除く）		10
43		乳児園児進級	きょうだいが「乳児園 2 歳児進級希望調査提出の児童」		30
44		育休退園	きょうだいが「育休退園している未就園の児童」		15
45		双子以上	双子の申込み ※申込みをしている双子以外にも適用		20
46			三つ子以上の申込み ※申込みをしている三つ子以上以外にも適用		40
47	認可外等在園	本人が認可外保育施設・幼稚園等に在園中			15
48	希望園	希望園に乳児園・幼児園あり ※富士松南保育園・東刈谷保育園の 0・1 歳児クラス希望を含む			11
49		希望園が 6 園以上			7
50		希望園が 3～5 園			3
51		小学校区の幼児園を第 1 希望			31
52	その他	特に支援が必要と認められる場合等			1～100

Ⅲ 世帯減算

番号	内 容	世帯配点
53	入園希望月が 5～3 月（月ごとに 11 点ずつ減算） ※育休復職者かつ希望園が市直営のみの方を除く ※認可外等在園加算の追加の場合は、変更月からの減算を適用しない	△11～△121
54	入園辞退	△31
55	自営業かつ所得割 57,700 円未満（受注実績等の客観的に就労実態が分かる資料添付により減算なし）	△31
56	転園 ※富士松南保育園・東刈谷保育園の乳児園への移行に伴う転園、市内遠方転居等によるやむを得ない転園の場合を除く	△151
57	保育料等滞納	△300
58	刈谷市外からの広域入所（刈谷市内に里帰り） ※転入の場合を除く	△350
59	刈谷市外からの広域入所（刈谷市外で里帰り）	△400
60	その他（就労状況に虚偽がある場合等）	△500

【「就労」の月の就労時間】

就労証明書の内容を基に、次の考え方により月の就労時間を計算します。

○年間を通して、毎月必ず労働する月の就労時間を採用します。

月によって就労時間が変動する場合は、原則、就労時間が最も少ない月の就労時間を採用します。

○就労時間は、休憩時間・残業時間を含みません。

○月の就労時間は、原則、就労証明書の月間合計時間や「一月当たりの就労日数」に関わらず、4週として計算
⇒「一週当たりの就労日数」×4週

(計算例)

【固定就労の場合】

就労証明書の記載

6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	176	時間	0	分 (うち休憩時間	1320	分)
		☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		月間	22	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日
		一月当たりの就労日数															
		平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分 (うち休憩時間	60.00	分)				
		土曜		時		分	～		時		分 (うち休憩時間		分)				
		日祝		時		分	～		時		分 (うち休憩時間		分)				

⇒ (8時間【17時－9時】－休憩1時間) × 週5日 × 4週 = 140時間/月に換算

【変則就労の場合】

就労証明書の記載

6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☒ 月間 ☐ 週間 176 時間 0 分 (うち休憩時間 1320 分)					
		就労日数	☒ 月間 ☐ 週間 22 日					
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)					

⇒ (176時間－休憩22時間) ÷ 22日 × 4週(20日) = 140時間/月に換算

※就労状況申告書から雇用契約上、隔週で週6日勤務であり4週22日勤務が確認できる場合は154時間/月

【世帯加算・世帯減算】

申込状況等により、下表のような優先度の加算・減算(P11の指数一覧表から抜粋)があります。

		内 容	指数一覧表
加 算	認可外等在園	本人が認可外保育施設・幼稚園等に在園中の場合は、 <u>優先度が上がります。</u>	47番
	希望園	<u>下記の場合、優先度が上がります。</u> ・希望園の中に乳児園(富士松南保育園・東刈谷保育園の0・1歳児クラス希望を含む)又は幼児園が含まれている場合 ・希望園が3園以上の場合 ・小学校区の幼児園を第1希望にしている場合	48～51番
減 算	入園希望月「5～3月」	入園希望月が、 <u>5月以降の場合は減算が適用され、徐々に優先度が下がります。</u> 減算されない場合は次のとおりです。 【減算されない場合】 ・育休復職の方で、希望園が全て市直営の園(P14の15～22番までの園)の場合 ・入園保留後に認可外保育施設・幼稚園等に在園となり、認可外等在園加算の追加のため、申込内容を変更する方(変更月からの減算なし) ・4月入園希望の申込みで入園保留となった方で、随時申込として5月以降の入園審査が継続された場合	53番